

初年度事業計画書

成立の日から令和5年7月31日まで

特定非営利活動法人日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク

I 事業の実施方針

国内全域で、地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする人に対し、固定翼機を活用し、医師を含む医療チームによる継続的医療のもと、高度・専門医療機関へ計画的に搬送するための重症患者固定翼機搬送体制を確立し、運営体制の整備を行い、国民医療の問題解決と救命率向上に寄与するという目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動に係る事業を行う

II 事業の実施に関する事項

- (1) 固定翼機を用いた、超重症患者搬送、集中治療継続患者後方搬送、災害時患者搬送、帰省搬送、臓器移植時の患者・臓器の搬送を円滑にするための病院・医療機関のネットワークの組成及び支援事業

【内 容】 「日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク（以下、JCCN と略す）支援事業」を開設し、事業を開始する。

- 当法人の活動に理解を示す個人・法人・各種団体の協力を得ながら、基金の募集に努め、充実した「JCCN 支援事業」を遂行するための財源の確保を図る。
- 医療用固定翼機の導入等、JCCN の整備に向けた関心が高まっている都道府県の医療関係者等と連携して、「地域セミナー」の開催を奨励し、それを共催し、あるいは、それに参加して、医療用固定翼機による患者搬送の普及の盛り上げを図る。
- 救命救急センター長を始め、全国の医療関係者宛にダイレクトメール方式で「JCCN 支援事業」の開始とその概要を周知する他、「JCCN ホームページ」を活用して事業の広報に努め、事業の円滑な推進を図る。
- 特に「医師・看護師等研修助成事業」については、「研修調整委員会」と連携して、研修員の募集、研修担当病院の決定、研修の時期とコースの決定等を救急医療の現場の実情に合わせて行い、研修計画の円滑な実施を図る。
- 医療用ジェット機による患者搬送を必要とすることの多い医療者の所属する学会、具体的には、日本循環器学会、日本小児循環器学会、日本救急医学会、日本小児救急医学会などと連携して、対象となる患者の実数を把握するために、JCCN 委員会と連携して、全国調査を行う。
- 日本循環器学会、日本救急医学会、日本胸部外科学会、日本小児科学会、日本小児救急学会、日本小児循環器学会、日本災害医学会、日本航空医療学会、日本病院会、関連団体との連携の強化を図る。なお、国会に設置された本事業と関連する議員連盟と緊密に連絡を取り、各議員連盟の最大限の協力と支援を引き出すように努める。

【実施場所】 大阪府吹田市岸部新町 6-1 国立研究開発法人 国立循環器病センター内（当法人事務所）及び関係学会・団体事務所、医療機関など

【実施日時】 成立の日から令和5年7月31日

【事業の対象者】 医療従事者、一般市民

【収 益】 0 千円

【費 用】 640 千円

人件費	20 千円 (5 千円 x4 回)
資料作成費	50 千円
旅費交通費	110 千円 (30 千円 x2 回、50 千円 x1 回)
広報啓発費	460 千円 (WEB 開設費・初年度の維持費)

(2) 固定翼機による患者搬送に関する法的枠組みの研究と推進事業

【内 容】 固定翼機による患者搬送に関する法的枠組みについて、関係学会・個人・法人と連携して調査研究を行い、JCCN 委員会と連携して、JCCN 実施のための JCCN 特別措置法の設立を目指す

【実施場所】 大阪府吹田市岸部新町 6-1 国立研究開発法人 国立循環器病センター内（当法人事務所）及び関係学会・団体事務所、医療機関など

【実施日時】 成立の日から令和5年7月31日

【事業の対象者】 医療従事者

【収 益】 0 千円

【費 用】 20 千円

旅費交通費 20 千円（20 千円 x1 回）

(3) 病院・医療機関、固定翼機運航者、資金給付者の間の合意形成による医療用固定翼機の利用促進事業

【内 容】 対象疾患として以下の疾患群が考えられるが、関係学会・団体と連携して、全国実態調査を実施するとともに、それぞれの群における、JCCN の適用基準を、JCCN 委員会・関係学会と連携して検討する

- ① 重症な循環器疾患（搬送中に ICU 管理が必要なレベル）
- ② 重症で地域の救命センターでは救命困難な救急患者（広範囲熱傷、ECMO を必要とするような呼吸循環不全患者など）
- ③ 重篤な小児救急患者で地域の救命センターなどでは救命困難な患児（多発外傷など）
- ④ メディカルディレクターが認めた重篤な新生児患者（搬送中も ICU 管理が必要）
- ⑤ 移植医療を必要とする重篤なレシピエント患者
- ⑥ 移植臓器搬送
- ⑦ その他

【実施場所】 大阪府吹田市岸部新町 6-1 国立研究開発法人 国立循環器病センター内（当法人事務所）及び関係学会・団体事務所、医療機関など

【実施日時】 成立の日から令和5年7月31日

【事業の対象者】 医療従事者

【収 益】 0 千円

【費 用】 20 千円

旅費交通費 20 千円（20 千円 x1 回）

(4) 医療用固定翼機及び関連施設の仕様・装備、運航等の実用化基準の作成事業

【内 容】 JCCN 運用システム（基幹・連携施設、人員、機材など）について、運航システム（運航会社・専門機仕様）について、JCCN 委員会と連携して、専門家からなる WG を設置して、調査研究を行い、その成果を JCCN ホームページでまとめて公表するとともに、JCCN 運用システム及び運航システムの実用化基準を作成する。

- 医療用固定翼機及び関連施設の仕様・装備、運航等の実用化基準について、専門家からなる WG を設置して、調査研究を行い、その成果を JCCN ホームページでまとめて公表するとともに、JCCN 運用システム及び運航システムの実用化基準を作成する。
- 前項の基準を利用した医療用ジェット機による患者搬送の取り扱い基準を、JCCN 委員会と連携して、作成する

【実施場所】 大阪府吹田市岸部新町 6-1 国立研究開発法人 国立循環器病センター内（当

法人事務所) 及び関係学会・団体事務所、医療機関など

【実施日時】 成立の日から令和5年7月31日

【事業の対象者】 医療従事者

【収 益】 0千円

【費 用】 20千円

旅費交通費 20千円 (20千円 x1回)

(5) 前項の基準を利用した医療用固定翼機による患者搬送の取り扱い基準の作成事業

【内 容】 医療用ジェット機を用いた患者搬送の増加に伴い、医療用固定翼機の安全性の確保は益々重要な課題になることに鑑み、今後いかにすれば医療用固定翼機の安全確実な飛行を確保できるか、その方策について、専門家からなるWGを設置して、調査研究を行い、その成果をJCCNホームページでまとめて公表し、関係者の参考に供する。

- JCCN 特別措置法の設立を目指すとともに、将来設立した場合の「医療用固定翼機を用いた患者搬送システムの提供に要する費用のうち診療に要するもの」に関する医療保険の適用について検討するために、当法人としての独自の研究会を立ち上げ、JCCN 運航費用への医療保険の適用のあり方をまとめて、JCCN 委員会と連携して、必要な提言を行う。
- 上記の調査研究と連動して、ヨーロッパ・アメリカにおける救急医療用航空機の安全を確保するための運航クルーおよび医療クルーの研修プログラムについて実地に調査研究する。

【実施場所】 大阪府吹田市岸部新町 6-1 国立研究開発法人 国立循環器病センター内 (当法人事務所) 及び関係学会・団体事務所、医療機関など

【実施日時】 成立の日から令和5年7月31日

【事業の対象者】 医療従事者

【収 益】 0千円

【費 用】 20千円

旅費交通費 20千円 (20千円 x1回)

(6) 救命救急活動業務の実施基準の作成事業

【内 容】 救命救急活動における医療用ジェット機を用いた患者搬送の実際を把握し、業務の実施基準を検討する

【実施場所】 大阪府吹田市岸部新町 6-1 国立研究開発法人 国立循環器病センター内 (当法人事務所) 及び関係学会・団体事務所、医療機関など

【実施日時】 成立の日から令和5年7月31日

【事業の対象者】 医療従事者

【収 益】 0千円

【費 用】 70千円

人件費 30千円 (5千円 x6回)

会議費 20千円

旅費交通費 20千円 (20千円 x1回)

(7) 重症患者搬送に関わる医療チームの仲介及び教育研修事業

【内 容】 重症患者搬送に関わる医療チームの仲介及び教育研修の準備を行う。特に「医師・看護師等研修助成事業」については、「研修調整委員会」と連携して、研修員の募集、研修担当病院の決定、研修の時期とコースの決定等を救急医療の現場の実情に合わせて行い、研修計画の円滑な実施を図る。

【実施場所】 大阪府吹田市岸部新町 6- 1 国立研究開発法人 国立循環器病センター内（当
法人事務所）及び関係学会・団体事務所、医療機関など

【実施日時】 成立の日から令和5年7月31日

【事業の対象者】 医療従事者

【収 益】 0 千円

【費 用】 65 千円

資料作成費 25 千円

旅費交通費 40 千円 (20 千円 x2 回)